

基山町農業委員会会議録

令和4年3月1日委員会会長は、委員を基山町役場401会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者14名 欠席者0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	平 野 守	出席	8	酒 井 敏 幸	出席
2	寺 崎 和 美	出席	9	村 山 孔 治	出席
3	大 村 和 則	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	内 山 哲 夫	出席	11	水 田 久 男	出席
5	木 原 秀 樹	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	坂 口 謙 二	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	大 久 保 利 治	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

審 議 事 項

第9号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1件
第10号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	23件
第11号議案	農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない申出	1件
報告第6号	農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告	1件
報告第7号	農地法第5条第1第7項の規定による届出受理報告	1件
報告第8号	農地を農業用施設に使用する届出受理報告	1件
報告第9号	使用貸借による解約通知受理報告	1件
その他(1)	農地の盛土届出受理報告	1件
その他(2)	農地等の権利移動のあっせん結果報告	1件

審議開始 9時00分

審議終了 10時45分

令和4年3月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和4年第3回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、7番委員と8番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。農地法第5条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

議 長 議案第9号1番朗読

この件につきましては、譲受人が建売住宅建設のため、農地を居宅と駐車場に転用するものです。今回の申請地農地区分要件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)のオの(ア)」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第2の1の(1)のオの(イ)」に該当すると考えております。隣接する農地の所有者及び耕作者からの承諾書も取られまた、水利組合から排水同意書もとられており、水利の問題はないと考えます。

場所は第1区牛逢集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

稲作の消毒等がありますので、周辺の民家には農地があることの認識をお願いしています。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第9号1番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第9号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第10号1番 農業経営基盤強化促進法の規定による申出がありましたので計画の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号1番朗読

この件につきましては、令和4年2月10日付けで農地等の権利移動のあっせんが成立しましたので10aあたり131,000円で所有権移転をされます。売買価格は、営農指導料を含め全体で1,000,000円です。

場所は、第1区黒目牛集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

現在の農地所有者に営農指導をして頂きながら、農業をされます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第10号1番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

議案第10号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第10号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号2番

この件につきましては、相手方の要望のため賃貸借権を設定するものです。期間は2年です。賃借料は10aあたり水稲30kgです。場所は、第3区向平原集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4番委員

農業用機械も所持され、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第10号2番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第10号2番について、全員一致で決定します。

次に、議案第10号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号3番

この件につきましては、相手方の病気等で労力不足のため賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は10aあたり水稻30kgです。場所は、第1区鎮西隈集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

手広く農業されていますので、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第10号3番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第10号3番について、全員一致で決定します。

次に、議案第10号4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号4番朗読

この件につきましては、相手方の要望による賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10aあたり11,392円です。場所は、第1区浄水場北側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありました。何か意見はありませんか。

3 番委員

米を作りたいということから、適地だと思います。水利について再度水利権者と再度確認を行います。営農指導を受けながら農業をされますので、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 10 号 4 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 10 号 4 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 10 号 5 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 10 号 5 番朗読

この件につきましては、相手方の高齢化による使用貸借権を設定するものです。期間は 3 年です。場所は、第 5 区千代集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありました。何か意見はありませんか。

1 番委員

自己管理されている農地に貸借権を設定するもので、受け手は手広く農業されていますので、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 10 号 5 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第10号5番について、全員一致で決定します。

次に、議案第10号6番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号6番朗読

この件につきましては、相手方の高齢化による使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第1区鎮西隈集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

以前も受け手が耕作されてあったと思います。あらためて届出をされたもので、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第10号6番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第10号6番について、全員一致で決定します。

次に、議案第10号7番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号7番朗読

この件につきましては、相手方の要望による使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、総合運動公園多目的グラウンド場北側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7番委員

受け手は農業用機械も所持され、手広く農業されていますので、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第10号7番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第10号7番について、全員一致で決定します。

次に、議案第10号8番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号8番朗読

この件につきましては、相手方の要望による使用貸借権を設定するものです。期間は2年です。場所は、第3区向平原集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4番委員

周辺農地と併せて農業をされるとのことで、農業用機械も所持され、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第10号8番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第10号8番について、全員一致で決定します。

次に、議案第10号9番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号9番朗読

この件につきましては、相手方の要望による使用貸借権を設定するものです。期間は2年です。場所は、第6区平林集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7番委員

以前から耕作をされていましたが、改めて届出を出されたものです。野菜を栽培されます。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第10号9番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第10号9番は、全員一致で決定します。

次に、第10号議案10番から23番については再設定ですので朗読は省略します、それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第10号議案10番から23番朗読省略

10番につきましては、任期満了に伴い貸貸借権を再設定するものです。期間は3年です。賃借料は1筆当たり8,000円です。場所は、第2区麦尾集落付近にある圃場です。

11番につきましては、任期満了に伴い貸貸借権を再設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり水稻25kgです。場所は、第2区麦尾集落付近にある圃場です。

12番につきましては、任期満了に伴い貸貸借権を再設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、若基小学校南側付近にある圃場です。

13番につきましては、任期満了に伴い貸貸借権を再設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり水稻25kgです。場所は、第2区麦尾集落付近にある圃場です。

14番につきましては、任期満了に伴い使用貸借権を再設定するものです。

期間は3年です。場所は、第7区野口集落付近にある圃場です。

15番につきましては、任期満了に伴い使用貸借権を再設定するものです。期間は3年です。場所は、第1区亀の甲集落付近にある圃場です。

16番につきましては、任期満了に伴い使用貸借権を再設定するものです。期間は5年です。場所は、第2区小松集落付近にある圃場です。

17番につきましては、任期満了に伴い使用貸借権を再設定するものです。期間は5年です。場所は、若基小学校南側付近にある圃場です。

18番につきましては、任期満了に伴い使用貸借権を再設定するものです。期間は5年です。場所は、第6区金敷集落付近にある圃場です。

19番につきましては、任期満了に伴い使用貸借権を再設定するものです。期間は3年です。場所は、第8区高下集落付近にある圃場です。

20番につきましては、任期満了に伴い使用貸借権を再設定するものです。期間は5年です。場所は、第6区多目的グラウンド北側付近にある圃場です。

21番につきましては、任期満了に伴い使用貸借権を再設定するものです。期間は5年です。場所は、第4区藤川集落付近にある圃場です。

22番につきましては、任期満了に伴い使用貸借権を再設定するものです。期間は5年です。場所は、第7区北奈良田集落付近にある圃場です。

23番につきましては、任期満了に伴い使用貸借権を再設定するものです。期間は1年です。場所は、基山町役場西側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

各担当地区委員

10番から23番について、借受人はそれぞれ農地の管理をしっかり行い営農を継続しているため、権利を再設定して問題ないと思われる。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第10号10番から23番について計画決定したいと思いますますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第10号10番から23番について、全員一致で決定します。

次に、議案第11号1番農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない非農地判断について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第11号1番朗読

この件につきましては、申請人が高齢のため農地の管理ができなくなり、現況が山林化していることから、非農地の申し出が出ているものです。

場所は、第5区伊勢山集落落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

ないようでしたら議案第11号について判定したいと思いますますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第11号について、全員一致で認定します。

次に、報告第6号について農地法第3条の3第1項の規定による農地の相続について届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第6号

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。令和4年2月22日付けで受理通知書を交付しております。場所は、第1区金丸集落内の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第6号を終わります。次に、報告第7号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用について届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第7号

この件につきましては、申請人の市街化区域ある農地を戸建住宅にするものです。令和4年2月22日付けで受理通知書を送付しております。場所は、第12区玉虫集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第7号を終わります。次に、報告第8号農地法施行規則該当転用について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第8号1番朗読

この件につきましては、農地にブロック積みを行い、圃場に入るための作業道を拡張するものです。令和4年2月22日付けで受理通知書を送付しております。場所は、第4区仁蓮寺集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第8号は終わります。次に、報告第9号使用貸借による解約通知があったので受理したことを報告します。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第9号

この件につきましては、貸人の要望による解約です。令和4年2月22日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、意見はありませんか。意見がないようですので、報告第9号を終わります。

次に、その他(1)農地改良に係る盛土について届出があったので、受理し

たことを報告します。事務局より説明をお願いします。

事務局 その他（１）

この件につきましては、耕作条件改善のため盛土をされるものです。隣接する農地に合せて高さを調整されます。場所は、第１区鎮西隈集落付近の圃場です。

議 長

事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので、その他（１）を終わります。

次にその他（２）農地移動適正化あっせん基準によるあっせんを行った結果を報告します。事務局より説明をお願いします。

事務局 その他（２）

この件につきましては、令和３年１２月２４日付けの申出に係る農用地等の権利移動のあっせんについては、農地移動適正化あっせん基準により令和４年２月１０日にあっせん会議を行い、権利移動のあっせんが成立しましたので報告します。場所は、第１区黒目牛集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。ほかに意見はありませんか。ないようでしたらその他（２）については終わりたいと思います。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和4年3月1日

署名人

議 長

委 員

委 員